

## 第 1 回 安倍川流域委員会 議事要旨

第 3 回安倍川流域委員会 資料 1

中部地方整備局では、「安倍川水系河川整備計画(大臣管理区間)」を策定するにあたり、安倍川流域委員会準備会議の提言を受けて学識経験者から幅広くご意見をいただくため安倍川流域委員会を設置した。

第 1 回の流域委員会では、流域委員会の設定趣旨と規約、流域委員会の運営について審議を行うとともに、安倍川の概要について事務局が説明を行った。

日時：平成 15 年 8 月 27 日(水) 17:00~19:00

場所：サンパレスホテル 2F

1. 開会
2. 挨拶
3. 委員紹介
4. 安倍川流域委員会(仮称)の設立趣旨と規約(案)について
5. 安倍川流域委員会(仮称)の運営について
6. 安倍川の概要について
7. 当面の予定
8. 閉会

(議事要旨)

1. 安倍川流域委員会(仮称)の設立趣旨と規約(案)について

【資料 3】の説明

8 ページ第 4 条の 2

「ただし、行政等に関わる委員等」 「行政に関わる委員については」に修正

9 ページ第 8 条

「委員会の事務運営局は、整備局」 「委員会の事務運営局は、中部地方整備局」に修正

8 ページ第 7 条

「委員会は、必要に応じて臨時に委員招聘することができる」

「委員会は、必要に応じて臨時委員を任命し招聘することができる」に修正

8 ページ第 5 条

「委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する」

「委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する」に修正

資料 3(安倍川流域委員会(仮称)の設立趣旨と規約)の承認

(付則)

「この設置要領は、平成 15 年 月 日から施行する」

「この規約は、平成 15 年 8 月 27 日から施行する」

## 2. 委員長選出

委員の互選により、委員長には大坪 檀 委員が選出された。また副委員長には委員長の指名によって、齋藤 晃 委員が選出された。

## 3. 安倍川流域委員会の公開等について（資料 - 4）

流域委員会の公開方法について了承された。主な了承事項は以下のとおり。

### 会議の公開

- ・ 会議は原則として公開とする。
- ・ 審議の円滑な進行のため、カメラ、ビデオの撮影は、冒頭の委員長の挨拶までとする。
- ・ 会議の一般の傍聴は自由とする。ただし会議中に一般傍聴者の発言は取り扱わないものとし、会議の内容に関する質問については、会議後、事務局において対応する。
- ・ 会議の開催案内は、事務所ホームページの掲載や記者クラブへの情報等により行う。

### 会議資料の公開、報道機関への取材の対応

- ・ 会議資料や議事概要は、原則として事務所より公表し、閲覧できるようにする。ただし、個人のプライバシー、団体の利害に関する資料、重要な希少種の位置情報に関する資料については安倍川流域委員会の判断により、その一部又は全部を非公開とする。
- ・ 記者会見は、会議を公開することから原則として行わない。ただし、委員長が必要と認めた場合は、委員長による記者会見を行う。

## 4. 安倍川流域委員会（案）の運営について

審議内容について了承された。（資料 - 5）

審議の進め方について了承された。（資料 - 6）

## 5. 安倍川の概要の説明

流域の概要について（資料 - 7）事務局より説明

## 6. 今後のスケジュールについて

- ・ 第2回流域委員会は11月頃に開催する。
- ・ 具体的な日程等については、後日調整の上決定する。
- ・ 第2回委員会は現地調査を実施し、現状を把握する。

# 安倍川流域委員会規約

## （趣旨）

第1条 この規約は、「安倍川流域委員会」（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

## （目的）

第2条 委員会は、国土交通省中部地方整備局（以下「整備局」という。）が定める「安倍川水系河川整備計画（大臣管理区間）」原案について意見を述べることを目的として、国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）が設置する。

## （組織等）

第3条 委員会は、整備局長が委嘱する委員（別表）で構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

3 委員に欠員が生じた場合には、委員会にて協議の上、必要に応じて委員の補充を行うものとする。

4 委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて部会を設けることができる。

## （議事等）

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員の代理出席は、原則として認めない。行政に関わる委員についてはこの限りではない。また、団体を代表する委員については委員長の判断によるものとする。

## （委員長及び副委員長）

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、委員長が招集する。

## （情報公開）

第6条 会議は原則公開とし、会議及び会議資料の公開方法については、委員会で定める。

## （臨時委員）

第7条 委員会は、必要に応じて臨時委員を任命し招聘することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務運営局は、中部地方整備局静岡河川事務所に置く。

2 事務局は、委員会の指示により、会議資料の作成、説明、議事要旨及び会議内容のとりまとめ等を行うものとする。

(規約の改正)

第9条 規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意を得て、これを行うものとする。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

(付則)

この規約は、平成15年 8月27日から施行する。